図1 自立支援システムの全体像

新サービス

図2 新しい福祉サービスの体系

身▶身体障害者/知▶知的障害者/児▶児童/精▶精神障害者 は平成18年4月から実施/ は平成18年4月~9月まで

	見行のサービス	
	ホームヘルプ 身・知・児・精	
居宅サービス	デイサービス 身・知・児・精	
	ショートステイ 身・知・児・精	
	グループホーム 知・精	
	重症心身障害児施設 児	平 成 18
	療護施設 身	
	更生施設 身•知	18年10月~
施設サ	授産施設 身·知·精	
ービス	福祉工場 身·知·精	,
	通勤寮	
	福祉ホーム 身・知・精	
	生活訓練施設	

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せて食事の介護、外出時における移動支援などを、総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避する めに必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的 行います
	児童デイサービス	障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓 などを行います
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で 入浴、排せつ、食事の介護などを行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理 看護、介護および日常生活の世話を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護なを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行ます
	共同生活介護 ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを います
	外出介護	外出時における移動中の介護などを行います
	障害者デイサービス	18歳以上の身体・知的障害者を対象とするデイサービスを提供します
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために、必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識 および能力の向上のために、必要な訓練を行います
	就労継続支援 雇用型・非雇用型	一般企業での就労が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、知識) および能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行い ます
支地 程 接生 業活	移動支援	円滑に外出ができるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、 日常生活に必要な支援を行います

図3 介護給付・施設訓練等給付支給決定までの流れ

